

奈良県告示第二百八十四号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十五条の二において読み替えて準用する同令第二条の二第二項の規定により、指定届出受理機関である一般社団法人奈良県調理師連合会から次のとおり主たる事務所の所在地及び届出受理事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和六年十二月十三日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定届出受理機関の名称
一般社団法人奈良県調理師連合会
- 二 変更後の主たる事務所の所在地
御所市大字柏原三三八―一九
- 三 変更後の届出受理事務を取り扱う事務所の所在地
御所市大字柏原三三八―一九
- 四 変更年月日
令和六年五月二十九日